

令和 2 年度

自治基本条例の運用状況検証結果報告書

検証の対象年度 令和元年度

<u>検 証 条 項</u>	
第 4 条	生活に関する権利
第 5 条	子どもの権利
第 6 条	個人情報
第 7 条	参加に関する権利
第 8 条	自立と自律
第 9 条	まちづくりへの参加
第 10 条	町民、行政及び議会との協働
第 11 条	互いの権利を守る責任
第 12 条	ふるさとと地球を守る責任
第 17 条	情報公開と説明責任
第 30 条	行政評価
第 31 条	情報公開・情報共有
第 32 条	審議会等における委員の公募
第 33 条	参加の保障
第 37 条	まちづくり組織
第 38 条	まちづくり組織とおいらせ町

令和 3 年 3 月
おいらせ町自治推進委員会

自治基本条例第39条の規定に基づき、本条例の運用状況を検証するため、令和2年7月22日から令和3年3月15日にかけて5回の自治推進委員会を開催し、検証を行いましたので、その結果を報告します。

1. 町民の権利 第4条 生活に関する権利

町民の生活に関する権利が守られているかどうかについて検証した。本条は、町民には心身ともに健康で安全な生活を送る権利、豊かな自然環境のもとで生活する権利、経済的に不安なく人間らしい生活を送る権利、自由に移動し自由に学ぶ権利があることを確認するものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

【参考意見】

- ・移動する権利について、行政は、運転免許証を返納した人の移動手段について支援策の検討をしてはどうか。

2. 町民の権利 第5条 子どもの権利

子どもの『健やかに成長する権利』が守られているかどうかについて検証した。本条は、将来の町を担う大切な「宝」である子ども達を、地域社会がいっしょになって育もうという意識をあらわすものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

【参考意見】

- ・子どもを取り巻く環境に変化があり、今後も注視が必要である。

3. 町民の権利 第6条 個人情報

個人情報の保護や、プライバシーの尊重がなされているかどうかについて検証した。本条は、行政や町民同士が、互いの個人情報やプライバシーを尊重しあい、守ることを定めたものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

【参考意見】

- ・個人情報の保護を過剰にやりすぎている場合がある。

4. 町民の権利 第7条 参加に関する権利

町民のまちづくりに参加する権利が守られているかどうかについて検証し

た。本条は、町民には、まちづくりへ参加するために必要な情報を得ることができる権利等があることを定めたものである。

【検証結果】

- ・参加に関する権利は、ある程度守られている。

【参考意見】

- ・あまり行政が先導せず、町民自らが探し、参加するという自主性も大事である。

5. 町民の権利 第8条 自立と自律

町民がまちづくりの主体であるという意識を持ち、発言と行動に責任を持っているかどうかについて検証した。本条は、町民が自立と自律の精神を持つことが原則であると確認するものである。

【検証結果】

- ・自立と自律の考え方が、町民全体へ浸透しているとは言い切れない。

【参考意見】

- ・人として高い意識を必要とされる条項であり、個人の資質に学びを加えて高めていきたい。

6. 町民の権利 第9条 まちづくりへの参加

町民が地域活動やボランティア活動など自主的なまちづくり活動を行っているかどうかについて検証した。本条は、町民には、自主的な活動によって暮らしやすい地域社会をつくるという役割があることを定めたものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、役割を果たしている。

【参考意見】

- ・自主的な活動として町内会活動が挙げられるが、町内会の加入メリットの明示の難しさが、まちづくりの参加を妨げている要因の一つである。

7. 町民の権利 第10条 町民、行政及び議会との協働

町民が行政や議会に関心を持ち、協働の意識を持ってまちづくりをすすめているかどうかについて検証した。本条は、町民が協働のまちづくりを進めるために、自ら学ぶことが大切であることを確認するものである。

【検証結果】

- ・協働の意識を持った町民はいる。しかし、協働という言葉が難しい。

【参考意見】

- ・行政は、協働の意味や考え方を、もっと分かりやすく町民へ説明していくことの工夫が必要ではないか。

8. 町民の権利 第11条 互いの権利を守る責任

町民が互いを尊重し、権利を守るという意識を持っているかどうかを検証した。本条は、町民一人ひとりの権利が守られた社会をつくるために、行政や議会だけでなく、町民同士が互いの権利を尊重して生活するよう努力することを定めたものである。

【検証結果】

- ・ある程度の権利は互いに守られている。さらに互いを尊重する意識を広めるためには、啓蒙活動が必要である。

【参考意見】

- ・行政が、互いを尊重することの大切さを、ポスターや広報等を通じて、町民に対して啓発していくという方法もある。

9. 町民の権利 第12条 ふるさとと地球を守る責任

町民がふるさとの歴史や文化を重んじ、環境保護への意識を持っているかどうかを検証した。本条は、町民が、先人が築いた歴史と文化を大切に守ること、豊かな自然環境を次の時代に引き継ぐこと、温暖化を防ぐため行動する等、美しい地球を未来へ手渡すことを努力する義務を定めたものである。

【検証結果】

- ・環境問題について、町民は、環境保護への意識を持っている。資源集団回収等の取り組みを継続していくことが必要である。

【参考意見】

- ・町民アンケートにおいて、各家庭での環境問題対策の取組みについて、「ごみと資源の分別」及び「買物袋の持参」を実践しているとの回答が約9割近くとなり、非常に関心が高いことがうかがえる。今後も持続していただきたい。

10. 行政の役割と責任 第17条 情報公開と説明責任

行政が情報の公開と提供に努めているかどうかを検証した。本条は、町の施策の立案から実施、評価までの情報を積極的に公開・提供することで、多くの町民に分かりやすく説明する責任があることを定めたものである。

【検証結果】

- ・行政はおおむね、情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分

かりやすく説明している。

【参考意見】

- ・行政に、広報の分かりやすさについて、紙面のより一層の工夫を求める。

11. まちづくりのしくみ 第30条 行政評価

町の事業について、結果を評価して次年度以降の事業に活かす取り組みができるかどうか、評価作業に町民が関わることのできる体制を整えているかどうかを検証した。

本条は、行政が効率的な行政運営を行うため、事業評価の作業に町民が関わることのできる体制を整えることを定めたものである。

【検証結果】

- ・町の事業を評価する作業に町民が関わるための体制づくりについて、行政の努力は一定程度なされている。

【参考意見】

- ・行政に、評価に時間をかけすぎて逆に効率が低下しないよう、今後さらに良い取り組みをしていくよう求める。

12. まちづくりのしくみ 第31条 情報公開・情報共有

行政が、苦情や相談に対処した結果を、可能な限り公開しているかどうかについて検証した。本条は、行政に関する情報公開について、広報やホームページの公開に加え、委員会や附属機関の公開などで情報共有を進めることなどを定めたものである。

【検証結果】

- ・情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。
- ・苦情や相談について、可能なものは公開されている。

【参考意見】

- ・行政に、引き続き情報公開及び情報共有に努めることを求める。

13. まちづくりのしくみ 第32条 附属機関等における委員の公募

附属機関や懇談会等の委員について、一般町民から公募をしているかどうかについて検証した。本条は、町民の参加を保障する観点から、町の計画や施策を検討する委員選考にあたって公募を行うことを定めたものである。

【検証結果】

- ・公募は行われているが、公募可能なものをさらに拡大するよう求める。

【参考意見】

- ・例えば、公募目標 50 %を目指すなど、数値目標を定めるのはどうか。

14. まちづくりのしくみ 第33条 参加の保障

町民が町長や町職員と直接意見交換のできる機会を設けているかなどを検証した。本条は、行政が町民と直接意見交換する機会を設けること、パブリック・コメントの機会を設けることを定めたものである。

【検証結果】

- ・行政との直接対話の機会や、パブリック・コメントの機会は設けられている。

【参考意見】

- ・なし

15. まちづくり組織 第37条 まちづくり組織

まちづくり組織が創設されやすい環境になっているかどうかについて検証した。本条は、まちづくり組織が協働のまちづくりの基盤となることを定めたものである。

【検証結果】

- ・まちづくり組織を結成する前段階にある地域では、町民の理解が進んでいるとは言い切れない。

【参考意見】

- ・自分達が自主的に地域の課題解決を図る、という意識の向上も必要である。
- ・防災の観点から、協働することを考える。

16. まちづくり組織 第38条 まちづくり組織とおいらせ町

行政が、まちづくり組織が活動しやすいよう、資金など必要な支援を行っているかどうかについて検証した。本条は、まちづくり組織が活動しやすいよう、行政が必要な支援を行うことを定めたものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、必要な支援がなされている。

【参考意見】

- ・地域において高齢化が進んでいる。今後、若い人や子どもが地域活動に出てくるような仕組みづくりが必要になる。

以上、検証結果の報告とします。
なお、運用状況検証資料については、別紙をご参照ください。

令和 3年 3月

おいらせ町自治推進委員会

委員長 福原 仁一

副委員長 工藤 博紀

委員 谷川 未央香

委員 道川 正

委員 川澄 忠男

委員 馬場 けい子